

## 基準 1 4

## 管理施設

- 1 市街化調整区域で1,000 m<sup>2</sup>以上の第二種特定工作物に該当しない運動場・レジャー施設・露天駐車場・露天資材置場等を適正に管理するために最低限必要な管理施設であること。
- 2 予定建築物の延べ面積は、50 m<sup>2</sup>以下で当該管理地内に建築されるものであること。
- 3 建築物の敷地面積は100 m<sup>2</sup>以下であること。
- 4 管理地及び管理施設の排水施設等が整備されていること。
- 5 騒音、振動、臭気又は景観等が周囲の環境等に著しく害のおよぼおそれのないこと。
- 6 開発又は建築を行うために他の法令による許可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。